

議案第32号

米原市基金条例の一部を改正する条例について

米原市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年2月27日

米原市長 平尾道雄

提案理由

上水道軟水化処理施設整備基金、国民健康保険直営診療所事業基金および地域の元気づくり基金を廃止し、併せて運用基金の金額や運用方法の一部を見直すため、この案を提出するものである。

米原市基金条例の一部を改正する条例

米原市基金条例（平成 19 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表上水道軟水処理施設整備基金の項、国民健康保険直営診療所事業基金の項および地域の元気づくり基金の項を削る。

第 4 条第 1 項の表土地開発基金の項中「950,000,000 円」を「500,000,000 円」に改める。

第 6 条中「基金から」を「積立基金から」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 3 条第 1 項の改正規定（国民健康保険直営診療所事業基金の項を削る部分に限る。）

平成 27 年 10 月 1 日

米原市基金条例新旧対照表

改正後	現 行																																		
<p>米原市基金条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称および設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 549 1115 1136"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>下倉祺世基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(運用基金の名称等)</p> <p>第4条 市が設置する運用基金の名称、設置目的および金額は、次の表のとおりと</p>	名称	設置目的	略		下倉祺世基金	略	略		国民健康保険事業基金	略	略		一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金	略	<p>米原市基金条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称および設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 549 2094 1236"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>下倉祺世基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上水道軟水化処理施設整備基金</td> <td>上水道軟水化処理施設の安定的な維持管理に要する資金に充てるため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険直営診療所事業基金</td> <td>国民健康保険直営診療所事業における財政の健全な運営の資金に充てるため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域の元気づくり基金</td> <td>地域経済の活性化および雇用の創出を図る資金に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(運用基金の名称等)</p> <p>第4条 市が設置する運用基金の名称、設置目的および金額は、次の表のとおりと</p>	名称	設置目的	略		下倉祺世基金	略	上水道軟水化処理施設整備基金	上水道軟水化処理施設の安定的な維持管理に要する資金に充てるため	略		国民健康保険事業基金	略	国民健康保険直営診療所事業基金	国民健康保険直営診療所事業における財政の健全な運営の資金に充てるため	略		一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金	略	地域の元気づくり基金	地域経済の活性化および雇用の創出を図る資金に充てるため
名称	設置目的																																		
略																																			
下倉祺世基金	略																																		
略																																			
国民健康保険事業基金	略																																		
略																																			
一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金	略																																		
名称	設置目的																																		
略																																			
下倉祺世基金	略																																		
上水道軟水化処理施設整備基金	上水道軟水化処理施設の安定的な維持管理に要する資金に充てるため																																		
略																																			
国民健康保険事業基金	略																																		
国民健康保険直営診療所事業基金	国民健康保険直営診療所事業における財政の健全な運営の資金に充てるため																																		
略																																			
一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金	略																																		
地域の元気づくり基金	地域経済の活性化および雇用の創出を図る資金に充てるため																																		

する。

名称	設置目的	金額
土地開発基金	公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため	500,000,000円

略

2・3 略

第5条 略

(運用差益の処理)

第6条 積立基金から生じる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して当該基金に編入し、または当該基金の目的とする事業に充てるものとする。

第7条以下 略

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条の改正規定 公布の日

(2) 第3条第1項の改正規定（国民健康保険直営診療所事業基金の項を削る部分に限る。） 平成27年10月1日

する。

名称	設置目的	金額
土地開発基金	公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため	950,000,000円

略

2・3 略

第5条 略

(運用差益の処理)

第6条 基金から生じる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して当該基金に編入し、または当該基金の目的とする事業に充てるものとする。

第7条以下 略